

公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標

第1 はじめに

宮崎県立看護大学（以下「看護大学」という。）は、開学以来、質の高い看護職者を育成するなど、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、少子高齢化の進行等により、大学を取り巻く環境や、大学に求められる役割が大きく変化する中、地域に根ざす大学として、将来にわたって県民の期待に応えるためには、新たな課題や様々な状況の変化等に適時・的確に対応していく必要がある。

そこで、宮崎県では、看護大学が自らの責任と判断により効率的で効果的な大学運営を行い、魅力ある大学へと改革することができるよう地方独立行政法人制度を活用することとし、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指し、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）を設立した。

理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり中期目標を定め、法人に指示する。

<基本的な方向>

1 質の高い教育の実施

看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。

2 研究の活性化

時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。

3 地域社会への貢献

医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。

4 効率的かつ効果的な法人運営

社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。

第2 中期目標の期間等

1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

2 数値目標

県内就職率(学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合)を50%以上とする。

※ 平成25～27年度の県内就職率の平均は40.8%

3 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究・研修センター、附属図書館及び別科助産専攻を置く。

第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1)教育の内容

ア 学部

- ① 看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、看護職者としての自覚と誇りを持った人材を育成する。
- ② 看護職者として、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付けた人材を育成する。
- ③ 保健医療福祉活動に関心を持ち、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。

イ 大学院

- ① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。

ウ 別科

- ① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。

(2) 学生の確保

ア 学部

- ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。
- ② 優秀な県内からの受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。

イ 大学院

- ① 実践経験を経て、高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。
- ② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。
- ③ リカレント教育の場として、社会人学生が就学しやすい環境の整備に取り組む。

ウ 別科

- ① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。
- ② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。

(3) 教育の実施体制

- ① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。
- ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。

(4) 学生支援

ア 学部

- ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。
- ② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。
- ③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。

イ 大学院

- ① 社会人学生に対しては、学修と就業が両立できるよう支援する。

- ② 修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることができるよう修了後の支援を行う。

ウ 別科

- ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。
- ② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。
- ③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。

2 研究に関する目標

(1) 研究の水準及び成果

- ① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。
- ② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。
- ③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。

(2) 研究の実施体制

- ① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。
- ② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。
- ③ 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、全学的な支援を行う。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域社会との連携

- ① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携し、地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。
- ② 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、県内の看護職者の資質向上の取組を推進する。

(2) 県の政策との連携

- ① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」として、県の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、県と連携して看護政策を推進する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な大学運営を行う。
- ② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。
- ③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、法人移行後も引き続き適正な運営を行う。

2 人事の適正管理に関する目標

- ① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。
- ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)
- ③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。

3 事務の効率化・合理化に関する目標

- ① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標

- ① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。
- ② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を構築する。

2 経費の効率的執行に関する目標

- ① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標

- ① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。
- ② 資金は安全かつ効率的に管理する。

第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 自己点検及び評価の実施に関する目標

- ① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。
- ② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。

2 情報公開の推進に関する目標

- ① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 大学の安全管理に関する目標

- ① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。
- ② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。

2 人権の尊重に関する目標

- ① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないように、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。

3 法令遵守に関する目標

- ① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。